

(写)

有環第1886号
令和6年9月6日

佐賀県知事 山口 祥義 様
(地域交流部 空港課)

佐賀県知事 山口 祥義
(県民環境部 有明海再生・環境課)

「佐賀空港滑走路延長事業環境影響評価方法書」に対する
県の意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく意見は、別紙
のとおりです。

【県民環境部有明海再生・環境課】

佐賀空港滑走路延長事業環境影響評価方法書に対する佐賀県知事意見

佐賀空港は平成10年に開港し、今年で開港26年を迎えた地方管理空港である。旅客数はコロナ禍前の平成30年度には空港建設時の需要予測を大きく超える約82万人に達し、また国際線の旅客数は3,000mの滑走路を有する長崎、熊本、大分を上回る約23万人になるなど順調に推移しており、今後も利用拡大が見込まれる。

そのような中、既存の2,000m滑走路では、経験豊富なパイロットで運航するなど特別な対応が必要なことや2,000mの滑走路は、国際線航空会社によっては新規路線の展開が困難であることが課題となっている。

このような状況を踏まえ、「佐賀空港滑走路延長事業（以下「本事業」という。）」は、佐賀空港の更なる安全性の向上及び路線展開の自由度の増大や、東南アジア諸国等との直行便の就航を可能にすることを目的として、空港管理者である佐賀県が滑走路延長（2,500m化）を行うものである。

また、本事業の周辺地域の東よか干潟（ラムサール条約湿地）では、シギ・チドリ類を代表とする約100種類以上の鳥類の飛来地となっており、有明海は環境省が抽出する「生物多様性の観点から重要度の高い海域」になっている。

一方で、佐賀空港でのバードストライクの発生は、航空機の安全運航における重要な課題の一つとなっている。

上記のような地域環境の特性を踏まえ、事業計画の検討に当たっては、環境への負荷をできる限り回避又は低減するよう努めること。

1 全体的事項

（1）環境影響評価の実施に当たっては、専門家の意見聴取、最新の知見や幅広い情報の収集に努めるとともに、関係自治体、関係団体、地域住民等への説明、意見への配慮を十分に行い、これらを適切に反映させること。

（2）調査の実施に当たっては、必要に応じて専門家の意見を聞きながら、現況の把握、予測及び評価に必要なデータの収集ができるよう、十分な調査期間、回数、地点等を確保すること。

（3）予測に当たって使用する条件については、予測時点における環境への影響要因をもとに適切に設定し、その根拠を環境影響評価準備書に分かりやすく記載すること。

また、可能な限り定量的な手法を用いて予測及び評価を行い、環境保全に関する基準又は目標値が設定されている環境要素については、当該基準又は目標値を達成できるよう環境保全措置を検討すること。

- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較、最良の技術の導入などを通じて、事業に係る環境影響をできる限り回避又は低減することに努めること。
- (5) 環境影響評価を行う過程において、事業計画の具体化や現地調査等により新たな事実が判明した場合は、必要に応じて専門家に意見を聴取し、環境影響評価の項目や手法の見直しについて検討を行うこと。
- (6) 環境影響評価準備書については、図表を用いての説明や専門的な表現について補足説明を付すなど、事業計画や環境影響評価の結果等その内容について、丁寧かつ分かりやすい図書とすること。
- (7) 航空機の運航に伴う騒音の影響については、民間航空機に加え、佐賀空港の滑走路を利用する自衛隊機の運航についても評価を行うこととしているが、その他、民間航空機の運航に伴い環境影響評価を行うこととしている環境要素（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）、超低周波音、水の汚れ、底質、陸生動物、水生動物、水生植物、生態系、温室効果ガス等）についても、自衛隊機を含めた評価の要否について検討を行い、必要と判断する環境要素については、自衛隊機を含めて適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別的事項

【大気環境】

- (1) 工事の実施に伴う資材及び機械の運搬に用いる車両の運行や、航空便の増便に伴う空港を利用する車両の増加等により、運行ルートに近接する住宅地等において、大気質（窒素酸化物、粉じん等、浮遊粒子状物質）、騒音、振動への影響が考えられることから、適切に調査、予測及び評価を行い、影響をできる限り回避又は低減するため環境保全措置の検討を行うこと。
- (2) 航空機の離着陸回数について令和5年度7,352回から将来予測として約35,000回に大きく増加することを見込んでいることや、航空機の大型化、飛行高度の低下により、航空機の運航に伴う騒音の影響の増加が考えられることから、影響をできる限り回避又は低減するため、最新の知見について情報を収集するとともに、専門家の意見を踏まえて具体的かつ効果的な環境保全措置の検討を行うこと。
- (3) 民間航空機や佐賀空港の滑走路を利用する自衛隊機の運航に伴う騒音、その他環境影響評価を行う環境要素の予測に当たっては、離着陸回数、機種毎の騒音データ、飛行ルート等の予測に必要な情報の収集を行い、収集した情報や設定した予測条件につ

いて根拠とともに環境影響評価準備書に分かりやすく記載すること。

- (4) 現時点で利用を想定している民間航空機や自衛隊機の他、臨時的に利用する航空機による環境への影響についても、佐賀空港や他空港の利用実績を参考にするなどにより可能な限り定量的な算定を行い、予測及び評価に努めること。
- (5) 自衛隊機の運航に係る予測及び評価に当たっては、大気質、騒音、超低周波音等の環境要素ごとに航空機の飛行の他、佐賀空港内における地上走行、ホバリング等に伴う影響についても負荷要因として環境影響評価の要否について検討を行い、必要と判断する場合は、これらも含めて適切に調査、予測及び評価を行うこと。

【水環境】

- (6) 佐賀空港が隣接する有明海は、生物多様性の観点から重要度の高い海域となっており、工事の実施に伴う水の濁りや飛行場の施設の供用に伴う水の汚れ等に伴う影響について、回避又は低減に努める必要がある。
雨水等排水計画において、生活排水、雨水は国造掘樋門、平和掘樋門の2施設から排水する計画となっているが、国造掘樋門付近における調査は文献調査のみとなっている。航空機の運航、飛行場の施設の供用に伴う水の汚れ、底質への影響について適切に予測及び評価を行うために、国造掘樋門付近での現地調査の必要性について検討を行い、必要と判断する場合は当該施設付近において調査を実施の上、予測及び評価を行うこと。
- (7) 航空機の運航及び飛行場の施設の供用に伴う水の汚れ、底質への影響について、負荷要因を「航空機の離発着数」、「防除雪氷剤」として予測及び評価を行うこととしているが、その他「空港利用者の増による施設からの排水量の増」等の負荷を与える可能性がある要因の有無について検討を行い、追加が必要と判断するものがある場合は当該要因も考慮の上、予測及び評価を行うこと。
- (8) 航空機の運航及び飛行場の施設の供用に伴う水の汚れ、底質に係る海域における調査、予測及び評価地点については、国造掘樋門、平和掘樋門から海域への放流場所付近など航空機の運航及び飛行場の施設の供用により影響を受けやすいと見込まれる地点の追加について検討を行うこと。

【動物・植物・生態系】

- (9) 対象事業実施区域である有明海沿岸は、環境省により「生物多様性の観点から重要度が高い海域」に抽出され、干潮時には広大な干潟が拡がり、独特の生態系が維持さ

れている地域である。また周辺には、絶滅危惧種を含む水鳥類の国内有数の中継地・越冬地であり、国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録されている東よか干潟が存在している。

このような地域の特性を踏まえ、動物・植物の調査に当たっては、最新の知見について情報を収集するとともに、専門家の意見を踏まえて、必要な情報を適切に把握できる調査方法（時期、期間、地点・範囲、踏査ルートなど）を設定し、その設定根拠や調査地点・地域、踏査ルート、直接改変される区域等を記した図面を環境影響評価準備書に分かりやすく記載、掲載すること。

- (10) 白石町内において、国指定特別天然記念物コウノトリの営巣が確認されており、本事業の実施に伴うコウノトリへの影響について、専門家の意見を踏まえて、環境影響評価の要否について検討を行い、必要と判断する場合は、コウノトリの生息地や繁殖活動等に影響を及ぼさないよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (11) 動物、植物の調査日数、地点等の設定に当たっては、専門家の意見を踏まえて、次の点について検討を行うこと。
- ①干潟鳥類の活動は潮汐の状況により異なることから、鳥類の調査時期や時間帯については、大潮や小潮などの時期、干満の時間帯などの潮汐の状況を考慮して設定すること。
- ②水生動物について、直接改変される区域において調査を行わない計画となっているが、重要な種の分布、生息環境の状況等の確認のため、当該区域における調査の実施について検討を行うこと。
- ③植物相の調査日数について、春・夏・秋に各1日程度となっているが、植物によっては調査適期が異なるため、それぞれの時期で頻度を増やした調査の実施について検討を行うこと。
- (12) 航空機の運航に伴う鳥類への影響について、離着陸回数の増加、航空機の大型化、飛行高度の低下によりバードストライクの増加が考えられることから、影響をできる限り回避又は低減するため、最新の知見について情報を収集するとともに、専門家の意見を踏まえて具体的かつ効果的な環境保全措置の検討を行うこと。